

静岡市建築確認等に関する電子申請受付システムの利用における留意事項

1 業務エリア

静岡市内

2 審査対象建築物等

- (1) 建築物：すべての建築物
- (2) 昇降機：すべての昇降機
- (3) 工作物：建築基準法第 88 条第 2 項を除く工作物

3 申請手数料の納入

申請手数料は原則、オンライン決済で納入していただきます。納入方法は、本システムによる建築確認等の申請とは別システムである「LoGo フォーム」(株式会社トラストバンクの提供するサービス)にて、必要事項を記載のうえ手数料の申請をお願いします。

市が本システムによる建築確認等の申請及び「LoGo フォーム」による手数料の申請を事前確認の後、市から申請手数料を納入するための URL をメールにて通知しますので、同 URL から決済フォームに遷移し、オンライン決済をお願いします。

※LoGo フォームによる決済方法はクレジットカードのみとなります。クレジットカード決済は、申請手数料の納入に関する領収書を発行できませんので、ご注意ください。

※領収書の発行をご希望される場合やその他理由がある場合は、従来どおり市の窓口での納付書発行による振込も可能ですので、ご連絡ください。

※申請手数料は、窓口での書面による申請と同額です。

※申請手数料納入 URL をご案内できるのは、開庁日及び開庁時間に限りです。

4 申請データの作成

- (1) 当面、添付する図面のサイズはA 3 以下としてください。
- (2) 原則、図面は1 ファイル1 枚とし、日本語でわかりやすいファイル名としてください。(換気計算や関係規定の写し、一連の資料等は1 ファイル複数枚とすることも可能です。)
- (3) 建築計画概要書は、「第一面・第二面」と「第三面」でファイルを2 つに分けてください。
- (4) 申請に必要な関係規定及びその他の規定等の手続きは当該手続きの結果が確認できる箇所を複写した電子データを申請データに含めてください。